

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和2年7月21日（火）

午後1時30分

場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 学校給食センターに物資を納入する際の取扱い（罰則規定）等について

2 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）

山 教 学 七 第 3 4 1 号

令和2年(2020年)6月25日

学校給食組合

代表 土井 美月 様

山陽小野田市教育委員会

教育長 長谷川 裕

学校給食食材の納入について (嚴重注意)

貴組合が5月28日実施の学校給食用に納入保管していた食材に、学校給食センターが示した納入条件に反する発芽したメークインが含まれていました。貴組合から納品に至りませんでした。実際に発芽したメークインの芽を取る作業が行われており、そのまま学校給食用物資として納品された可能性があったことを考えると学校給食の安全性を脅かす重大な事案であること、また翌月2日納入予定の人参についても仕様と異なったものが保管されていた事案が続けざまに発生しており、貴組合の学校給食物資納入業者として不審の念を拭い切れません。

については、教育委員会は貴組合に対し、今後、このような事案が発生しないよう嚴重に注意するとともに、今後、貴組合が下記事項を厳守し再発防止策を講じることを要求します。

記

- 1 児童生徒に安心安全な学校給食を提供するため、学校給食用食材納入に当たっては、良質な食材を提供することが何より重要であることを理解し、誠実かつ良心的な納入をすること。
- 2 公正な納入業者決定を行うため、山陽小野田市学校給食食材納入仕様書及び見積依頼書に記載した規格に適合したものを納入すること。
- 3 配送を受けた食材は速やかに検品を行うとともに、規格、品質等の確認を徹底し、食材管理に万全を期すこと。

山 教 学 七 第 2 6 9 号
令和2年(2020年)6月25日

学校給食食材納入業者 様

山陽小野田市教委委員会
教育長 長谷川 裕

学校給食食材の納入について

平素から学校給食の実施につきましては格別の御協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、学校の臨時休業に伴う給食
中止に際しましては、急な決定にもかかわらず御対応いただきましたこと、重ねてお
礼申し上げます。

さて、学校給食につきましては、安心・安全でおいしい給食を子どもたちに提供す
るため、食材納入業者の皆様には従来から良質な食材の納入をお願いしております。

栄養ある食事を提供する学校給食は本市教育の重要な要素の一つであり、皆様には
成長期の子どもたちを食の面から支援していただいているものと認識しております。

現在、コロナ禍と呼ばれる社会情勢にあって、生産、流通と学校給食を取り巻く環
境も厳しく、皆様の御苦勞もひとかたならぬものがあると思われませんが、安定した学
校給食実施のため、今一度「山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登
録に関する要綱」を御確認いただき、安全で良質な食材の納入に万全を期していただ
きますようお願いいたします。

学校給食組合への聞き取りについて 令和2年6月22日 13:30~14:20

1 5/22（金）に北海道産メイクを仕入れたのはなぜか？

仕入れ先から納入された。持ってこられたのが北海道産だった。

2 芽が出たメイクを納品する予定であったのか？

センターに納入するつもりはなかった。仕入れ先に4月、5月キャンセルした負い目があり、自分たちで一部だけでも使おうと思った。

23日（土）の朝にメイクを見てこれは見切り品だから納品できないと思った。疑惑を招くことになり大変申し訳なく思っている。

3 なぜ、「芽を取ったのはセンターに納入するためでなく、自分たちで使うため」だったと5/25に説明できなかったのか？

5/25（月）当日は、突然呼ばれて何かわからずとても緊張した。きちんと説明できずに誤解を与えてしまった。

4 納品しない物でも、市場の冷蔵庫にあれば、給食センターに納品する物と思うのは当然ではないか？

5/25~5/29までは、私達（学校給食組合）しか発注を受けていなかったのでも、誰も入ってくるとは思わなかった。（次から返品の品には「返品」と紙を貼り付けます。）

5 5/28（木曜日）使用予定のメイクインが仕入れ先から5/22（金曜日）に組合側に納入されているなぜか？

通常は、使用日の前日に納品されることが多いが、仕入れ先の都合で今回は5/22（金曜日）に納品されてきた。

6 検品した5/23（土曜日）に返品しなかった理由は？

仕入れ先の担当者から5/23は休むと聞いていた。5/28（木曜日）使用のもので、週明けの月曜日に連絡しても間に合うと思った。

7 じゃがいもの件の後、すぐに人参のサイズの問題も出てきた。私たちの関係は信頼の上で取引ができていると思うが？

人参については、仕入れ先との意思疎通ができていなかった。（電話で仕入れ先に人参の大きいのと頼んだ。）

8 今は2つの業者さんに青果物の納入をお願いしており、見積書を出してもらい値段が安価の方をお願いしているが学校給食で使用する物なので、仕様のとおりに安全なものを納入することが最優先であると認識してほしい。

私たちも長年学校給食に納品させてもらっており承知している。今回、疑惑を招くことがあり反省している。

山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登録に関する要綱（案）

（令和2年 月 日改正）

（目的）

第1条 市内の児童・生徒に安心・安全な学校給食を提供するに当たり、学校給食用物資（以下「物資」という。）の品質や安定的な供給を確保するため、山陽小野田市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に物資を納入する業者の登録について、必要となる事項を定めるものとする。

（登録業者資格要件）

第2条 登録業者は、次に定める要件を満たすものとする。

(1) 信用及び経営の状況に関し、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律並びに諸規定を遵守していること。

イ 学校給食の安全性に対する市民の信頼を損なうような行為を行っていないこと。

ウ 経営状況が良好で、確実な取引先を有し、堅実な営業が行われており、営業年数が2年以上経過していること。また新たに組合等を組織して登録しようとするときは、構成する各業者の営業年数がそれぞれ2年以上経過していること。

エ 納税義務が履行されていること。

(2) 衛生状況に関し、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 従業員の衛生管理、健康管理が十分に行われていること。

イ 物資の保管について、衛生管理上必要な施設を所有し、食材の取扱が良好に行われていること。

ウ 保健所の食品衛生監視票の監視評点が良好であること。また、物資納入業者登録後においては、2年間に1回以上の頻度で保健所の食品衛生監視に係る検査を受けること。

エ 従業員の健康観察記録や定期的な検便検査を実施し、その結果が提出できること。

オ 原材料及び加工食品について、微生物検査、理化学検査を定期的を実施し、その結果が提出できること。

(3) 物資の供給能力及び対応能力に関し、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 「山陽小野田市学校給食食材納入仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める品質等の食材を調達できる能力があること。

イ 仕入、製造、加工及び輸送などに十分な能力を有し、給食センターが発注した所要量を指定した日時、場所に確実に納入できる態勢であること。

ウ 納入物資に不良品があったときは、誠実かつ迅速に対応し、無償にて交

換できること。

エ 万一、納入物資に異物混入等の異常を生じさせたときは、原因究明を行うとともに再発防止等について、誠実に取り組むこと。

オ 献立の変更や給食中止により、発注物資の量に変更、取消しとなったときは、物資の返品が可能であること。

(提出書類)

第3条 登録を受けようとする業者は、山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録申請書(様式第1-1号、1-2号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。また、新たに組合等を組織して登録しようとするときは、組合等の申請書とは別に構成する各業者の申請書を同様に提出するものとする。

- (1) 営業許可書の写し
- (2) 事業所・製造所及び倉庫の所在地平面図(様式第2号)
- (3) 食品衛生許可書の写し及び食品衛生監視票の写し
- (4) 納税証明書一覧(様式第3号)及び納税証明書
- (5) 組合員構成一覧表(組合として登録するとき)
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 口座振替依頼書(様式第5号)
- (8) その他、教育長が申請に必要とする書類

2 申請書の受付は、原則として年1回とする。

(登録業者の審査及び登録)

第4条 登録業者の審査及び選定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 書類審査は、第2条に基づき提出された書類によって、適否を判定するものとする。
- (2) 実地調査は、書類審査の結果、さらに確認の必要があると判断したときに実施するものとする。
- (3) 書類審査及び実地調査を総合的に判断し、山陽小野田市学校給食センターで登録業者を選定するものとする。
- (4) 業者の登録は、選定結果を以って教育長が決定する。
- (5) 前号により登録を認めるときは、山陽小野田市学校給食用物資納入業者登録通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。また登録を認めないときは、山陽小野田市学校給食用物資納入業者登録不決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、2年間とし、年度の初日から末日までとする。

2 年度の途中に追加登録をした業者の登録期間は、前項に規定する登録期間

の残期間とする。

(申請事項の変更)

第6条 登録業者は、申請事項に変更が生じたとき又は廃業や休業をするときは、遅延なく山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録事項変更届(様式第8号)を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 教育長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条による要件を欠くことが判明し、その後是正が行われな
- (2) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。
- (3) 登録業者が取消しを申し出たとき。
- (4) その他登録業者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 前項により、登録を取消した業者に、山陽小野田市学校給食用物資納入業者登録取消通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(取引停止)

第8条 教育長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取引の停止をすることができる。

- (1) 第2条による要件を欠いたとき。
- (2) 学校給食用食品の納入に当たり、給食センターに損害を与え、又は学校給食の提供に支障を与えたとき。
- (3) 学校給食用食品の納入に当たり、不正又は不誠実な行為を行ったとき。
- (4) その他登録業者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 第1項にある取引停止とは、登録業者が給食用物資の見積もり合わせによる業者選定に参加できないこととする。

3 取引停止期間は、「山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の取引停止等に関する基準」にて定める。

4 第1項により取引を停止した業者に、山陽小野田市学校給食用物資納入業者取引停止通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(取引停止の解除)

第9条 前条第1項の規定により取引停止となった登録業者が、取引停止期間を満了したときは、再度、給食用物資の見積もり合わせによる業者選定に参加することができる。

2 前項において登録業者が、取引停止期間を満了したときにおいても、教育長が取引の停止の事由を是正していないと判断したときは、取引停止を延長することができる。

3 前項により、取引停止期間を延長する業者に、山陽小野田市学校給食用物資

納入業者取引停止延長通知書（様式第1.1号）を交付するものとする。

（登録業者等連絡会）

第10条 教育長は、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方等について登録業者との意見交換及び必要事項等を共有するために、必要に応じて登録業者等連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、登録業者を招集することができる。

2 登録業者は、第1項の規定により連絡会に招集されたときは、責任者及び担当者のいずれか1名以上を参加させなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市教育長

山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者取引停止通知書

年 月 日付けで通知した山陽小野田市学校給食用物資納入業者の登録については、下記の理由で取引を停止しましたので、山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登録に関する要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

1 理由

2 取引停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第11号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市教育長

山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者取引停止延長通知書

年 月 日付けで通知した山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者取引停止については、下記の理由で取引停止を延長しましたので、山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登録に関する要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 理由

2 取引停止延長期間

年 月 日から 年 月 日まで

(案)

山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の取引停止等に関する基準

- 1 山陽小野田市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の給食用物資納入業者として登録された者（以下「登録納入業者」という。）の取引停止に関する基準は、次表のとおりとする。

措置要件	措置期間
1 山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登録に関する要綱（以下「要綱」という。）の第8条(1)、(2)、(3)に該当するとき	指定をした日から1か月以上6か月以内
2 要綱第8条(4)に該当するとき	指定をした日から1か月以上12か月以内

- 2 措置要件について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、当該取引停止の期間を延長又は登録の取消しをすることができる。
- 3 措置要件について、情状酌量すべき事由があるときは、始末書もしくはてん末書に替えることができる。
- 4 教育長は取引停止に該当しない場合であっても、本市の学校給食に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該登録納入業者に対して、書面又は口頭で、必要な注意を行うことができる。
- 5 この基準の実施に関しその他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

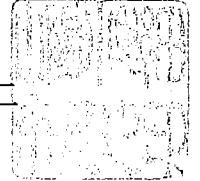
この基準は、令和2年 月 日から施行する。

山 総 第 1 8 8 8 号

令和 2 年 (2020 年) 7 月 2 0 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



資料の請求について (回答)

令和 2 年 7 月 1 4 日付け山議第 7 6 0 号で依頼のありました件について、別添のとおり提出します。



農林水産課

平成30年出勤状況整理簿

	1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
祝							日					土
休				土		土	特休					土 日
休				土 日		土 日		年休	祝			日
				日		日			祝	土		
		土							祝	日		
土 日						祝		土	日			
日							土	日				
祝							日					土
			時休			土		土				土 日
				土 日		土 日						日
前年繰越日数		半休		日		日	半休	半休				土
20		土		休						土		日
年次休暇発生日数	土	日						土	日			
20	日					忌引	土	日				
合計						忌引	日	休				土
40												
年休(日)								1 (1)		0 (1)		0 (1)
年休(半日)		1						2 (3)		0 (3)		0 (3)
年休(時間)				1				0 (1)		0 (1)		0 (1)
病欠休暇												
特別休暇(夏季)												
特別休暇(夏季以外)						2		1				
職専免												
欠勤												
所属長印												

平成30年出勤状況整理簿

所属・氏名		農林水産課 深井 篤											
7月		8月		9月		10月		11月		12月			
1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16		
日	祝			土	日					土	日		
2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17		
				日	祝		半休		土	日			
3	18	3	18	3	18	3	18	3	18	3	18		
	夏半 /		土						土	日			
4	19	4	19	4	19	4	19	4	19	4	19		
			土		日				日				
5	20	5	20	5	20	5	20	5	20	5	20		
			日				土						
6	21	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21		
	土		夏特 /				土		日				
7	22	7	22	7	22	7	22	7	22	7	22		
	土		日		土		日		時休 3w		土		
8	23	8	23	8	23	8	23	8	23	8	23		
	日				土		日		祝		土		
9	24	9	24	9	24	9	24	9	24	9	24		
					日		休				土		
10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25		
			土						土		日		
11	26	11	26	11	26	11	26	11	26	11	26		
			祝		日				日				
12	27	12	27	12	27	12	27	12	27	12	27		
	日						土						
13	28	13	28	13	28	13	28	13	28	13	28		
	夏半 /		土				土		日				
14	29	14	29	14	29	14	29	14	29	14	29		
	土		日		夏特 /		土		日		時休 2w		
15	30	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30		
	日		夏特 /		土		日				土		
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31			
											休		
累計													
0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(1)	1	年休(日)
0	(3)	0	(3)	0	(3)	1	(4)	0	(4)	0	(4)	4	年休(半日)
0	(1)	0	(1)	0	(1)	2	(3)	0	(3)	3	(6)	6	年休(時間)
												-	病欠休暇
1		3										4	特別休暇 (夏季)
												3	特別休暇 (夏季以外)
													職 専 免
													欠 勤
													所属長印

平成31年(2019年)出勤状況整理簿

所属・氏名

農林水産課

深井 篤

	1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
	祝			土		土			祝			土 日
	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17	2	17
	休		土	日	土	日			休			日
	3	18	3	18	3	18	3	18	3	18	3	18
	休		日		日				祝	土		
	4	19	4	19	4	19	4	19	4	19	4	19
		土							祝・土	日		
	5	20	5	20	5	20	5	20	5	20	5	20
	土	日			時休			土	祝・日			
	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21
	日					祝	土	日	休			
	7	22	7	22	7	22	7	22	7	22	7	22
							日					土
	8	23	8	23	8	23	8	23	8	23	8	23
				土		土						土 日
	9	24	9	24	9	24	9	24	9	24	9	24
			土	日	土	日						日
	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25
	日		日		日					土		
前年繰越日数	11	26	11	26	11	26	11	26	11	26	11	26
		土	祝						土	日		時休
20	12	27	12	27	12	27	12	27	12	27	12	27
	土	日						土	日			
年次休暇発生日数	13	28	13	28	13	28	13	28	13	28	13	28
	日						土	日				
20	14	29	14	29	14	29	14	29	14	29	14	29
	祝						日	祝				土
合計	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
						土		休				土 日
40	16	31	16	31	16	31	16	31	16	31	16	31
						日						
年休(日)	0		0		0 (0)		0 (0)		0 (0)		0 (0)	
年休(半日)	0		0		0 (0)		0 (0)		0 (0)		0 (0)	
年休(時間)	0		0		1 (1)		0 (1)		0 (1)		3 (4)	
病気休暇												
特別休暇(夏季)												
特別休暇(夏季以外)												
職専免												
欠勤												
所属長印	